

## 評価者体系

評価者と被評価者の関係は、次表の考え方を基本とします。評価者は被評価者を評価し、指導・育成する役割があります。

### <本庁における評価者体系>

被評価者	1次評価者	2次評価者	決定
課長	副町長・教育長	町長	町長
課長補佐	課長	副町長・教育長	
係長	課長補佐	課長	副町長・教育長
係員	係長	課長 <small>※人数が多い部門は課長補佐の場合も有り</small>	

### <窓口相談室における評価者体系>

被評価者	1次評価者	2次評価者	決定
窓口相談室長	まちづくり政策課長	副町長	町長
係員	窓口相談室長	まちづくり政策課長	副町長

### <各施設における評価者体系>

被評価者	1次評価者	2次評価者	決定
保育所長・幼稚園長 給食センター所長	こども教育課長	教育長	町長
会津美里町・本郷・ 新鶴公民館長	生涯学習課長		

※各施設の係員については、本庁の係員に準じますが、主な例は以下のとおりです。

- ・保育所、幼稚園の係員（調理員含む）の1次評価者は各施設長とします。
- ・給食センター調理員の1次評価者は調理長とし、調理長の1次評価者は業務係長とします。  
（調理長、調理員とも2次評価者は給食センター所長）
- ・給食センター係員の1次評価者は業務係長、2次評価者はこども教育課長とします。
- ・用務員の1次評価者は教頭又は施設長とし、2次評価者はこども教育課長とします。